

認証の引用及びマーク等の使用規定

制定：2007年12月10日

株式会社マネジメントシステム評価センター

－ 目 次 －

1	はじめに	1
2	適用範囲	1
3	用語の説明	1
4	認証の引用及びマーク等の使用にあたっての要求事項	1
5	認証マーク及び認定シンボルについて	2
5.1	認証マーク及び認定シンボルの清刷の提供	2
5.2	認証マーク及び認定シンボルの構成	2
5.3	認証マーク及び認定シンボルの使用条件	3
5.4	認証マークの表示	3
5.5	認定シンボルの表示	4
6	認証マーク及び認定シンボルの配置	5
7	認証マーク及び認定シンボルを使わない認証の引用	5
8	認証の引用、認証マーク、認定シンボルの管理	5
8.1	認証マーク、認定シンボルの使用の管理	5
8.2	不適切な使用の監視・是正	5
8.3	認証の引用及び認証マーク等の使用に対する苦情への対応	6
9	被認証組織の認証が一時停止、取消し又は認証範囲を縮小した場合の処置	6
10	違反に対する処置	7
11	MSA の認定が一時停止、認定の取消し又は認定範囲の縮小の場合の処置	7
付-1	認証マーク、認定シンボルの使い方並びに認証の引用事例	

1 はじめに

この規定は、認証を受けられたお客様（以下、被認証組織という）が、認証の有効期間中、(株)マネジメントシステム評価センター（以下、MSA という）が提供した MSA の認証マーク及び認定機関の認定シンボルを使用する場合に順守していただく事項について記載しています。

また、この規定は 2008 年 1 月 1 日以前に締結されたマネジメントシステム審査登録契約書で引用している「審査登録に係わる留意事項」及び「登録証・登録マーク及び認定マーク使用規定」等を継承するものです。

2 適用範囲

この規定は、以下のマネジメントシステムを認証された被認証組織に適用します。

- (1) 品質マネジメントシステム JIS Q 9001 (ISO 9001) (以下 QMS という)
- (2) 環境マネジメントシステム JIS Q 14001 (ISO 14001) (以下 EMS という)
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステム JIS Q 45001 (ISO 45001) (以下 OHSMS という)
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) (以下 ISMS という)
- (5) ISMS クラウドセキュリティ認証 (JIP-ISMS517) (以下 ISMS-CLD という)
- (6) プライバシー情報マネジメントシステム (ISO/IEC 27701) (以下、ISMS-PIMS という)
- (7) アセットマネジメントシステム JIS Q 55001 (ISO 55001) (以下 AMS という)

3 用語の説明

この規定で用いている主な用語は以下のとおりです。

- (1) ロゴ：企業、商品などのイメージをデザインしたマークのこと。
本規定では特記なき限り「ロゴ」は、MSA の登録商標のことをさす。
ロゴ単独の場合は、第三者適合マークではない。
- (2) 認定機関：MSA を認証機関と認定している機関。
QMS 及び EMS は公益財団法人 日本適合性認定協会（以下、JAB という）。
ISMS は情報マネジメントシステム認定センター（以下、ISMS-AC という）。
- (3) 認証マーク：MSA が被認証組織に発行する MSA のロゴ（商標登録 第 4168690）と被認証組織の認証番号を組み合わせた第三者適合マーク。
認証マークの所有権は MSA が維持します。
- (4) 認定シンボル：認定機関のロゴと、MSA の認定番号を組み合わせた第三者適合マーク。
認定シンボルの所有権は、各認定機関が維持しています。
- (5) 認証の引用：認証マーク、認定シンボルの使用の有無にかかわらず、認証の事実を被認証組織自ら、又は他を介してインターネット、パンフレット又は広告、若しくは他のコミュニケーション媒体により公表すること。
- (6) 清刷(きよずり)：印刷物を作成する場合に、版下などにそのまま使用又は印刷用フィルム作成時に使用できる原稿のこと。本規定では被認証組織に提供する認証マーク及び認定シンボルの電子データを指す。

4 認証の引用及びマーク等の使用にあたっての要求事項（「KP08.06.01-01 審査認証規定 8.3.4 項」を参照）

- (1) インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体で認証の地位を引用する場合は、この規定を含め、MSA の要求事項に適合すること。
- (2) 認証に関連して誤解を招く表明を被認証組織自らは行わず、他者による表明も許さないこと。

- (3) 認証文書又はその一部及び認証マーク・認定シンボル等を、誤解を招く方法で被認証組織自ら使用せず、他者による使用も許さないこと。
- (4) 認証の一時停止、失効又は取消があった場合、MSA の指示に従い、認証の引用を含むすべての広告物の使用を中止する。
- (5) 認証範囲の縮小が行なわれた場合、すべての広告物を修正する。
- (6) 製品（サービスを含む）又はプロセスを MSA が認証したと受け取られる方法で、マネジメントシステムの認証を引用しないこと。
- (7) 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られないようにすること。
- (8) MSA や認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法でその認証を用いないこと。

5 認証マーク及び認定シンボルについて

5.1 認証マーク及び認定シンボルの清刷の提供

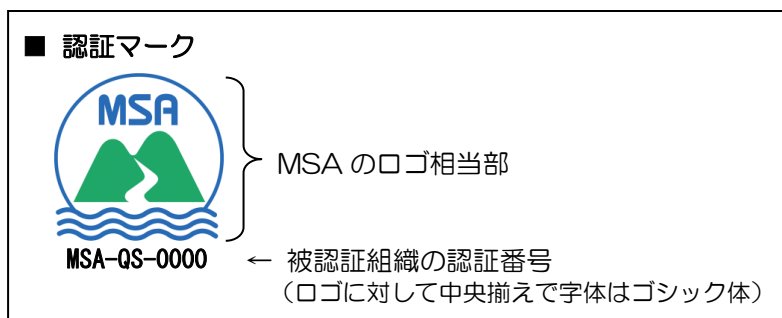
MSA は被認証組織に対し、次の認証マーク及び認定シンボルの清刷を提供します。
清刷の提供は、被認証組織からの申し込みを受けて送付するものとします。

- (1) QMS、EMS 及び AMS の被認証組織に対しては、認証マーク及び JAB 認定シンボル
- (2) OHSMS の被認証組織に対しては、認証マーク
- (3) ISMS、SMS-CLD 及び ISMS-PIMS の被認証組織に対しては、認証マーク及び ISMS-AC 認定シンボル

5.2 認証マーク及び認定シンボルの構成

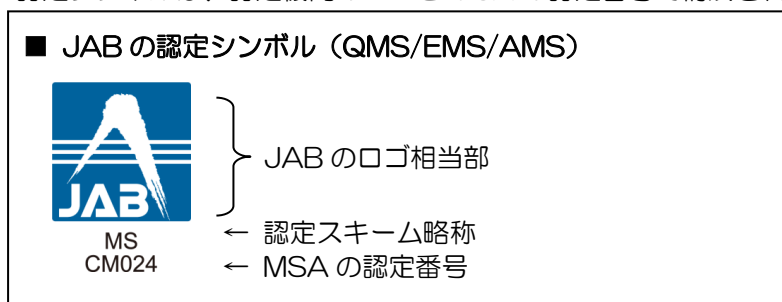
(1) 認証マークの構成

認証マークは、MSA のロゴと被認証組織の認証番号で構成されています。
MSA が提供する認証マークの清刷は、個々の被認証組織の認証番号は記載されておきませんので、認証番号を追記してご使用ください。



(2) 認定シンボルの構成

認定シンボルは、認定機関のロゴと MSA の認定番号で構成されています。



■ ISMS-AC の認定シンボル (ISMS)  ISMS-AC のロゴ相当部 ← MSA の認定番号 ↑ 認定種別	■ ISMS-AC の認定シンボル (ISMS-CLD)  ISMS-AC のロゴ相当部 ← MSA の認定番号 ↑ 認定種別
■ ISMS-AC の認定シンボル (ISMS-PIMS)  ISMS-AC のロゴ相当部 ← MSA の認定番号 ↑ 認定種別	■ ISMS-AC の認定シンボル (ISMS-CLD/PIMS)  ISMS-AC のロゴ相当部 ← MSA の認定番号 ↑ 認定種別

5.3 認証マーク及び認定シンボルの使用条件

- (1) MSA が提供した清刷を使用すること。
- (2) 認証マークは、該当するマネジメントシステムの認証番号をマークのロゴ部の下につければ単独でも使用することができます。
- (3) 認定シンボルは単独で使用することはできません。
認定シンボルを使用するときは、常に認証マークの側ら（右又は下）に配置し、認定シンボルを単独で使用しているとの誤解を生じさせないようにしてください。
- (4) 次の場合は、認定シンボルを使用することはできません。
 - ・「KP08.06.01-01 審査認証規定 8.3.1 項」に該当する場合。
 - ・「KP08.06.01-01 審査認証規定 7.1 項」に該当する場合。
 - ・OHSMS の認証を授与した場合。
- (5) 登録証等の認証文書に記載された認証範囲で、それぞれのマネジメントシステムに関する説明書、宣伝・販売促進用資料、封筒、用紙、名刺及びウェブサイト等に使用することができます。
 - ① 名刺に使用できるのは、認証範囲の業務に従事する方のみに限られます。
 - ② 認証範囲外の事業、部署・サイトの記載がある媒体で使用する場合は、認証マーク及び認定シンボルの側に登録証等の認証文書に記載された認証範囲、対象部署・サイト部署等を明記して、認証された範囲を明確にしてください。
 - ③ ISMS の場合、ISMS-AC 認定シンボルを付した封筒に入れるものは、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等に限られます。
- (6) 製品自体が適合していると誤解を与えるような方法で使用することや、製品や梱包材に認証マーク及び認定シンボルを使用することはできません。認証を受けた組織である点を表明する場合は、「KP08.06.01-01 審査認証規定 8.3.3 項」に従ってください。
- (7) マネジメントシステムの認証を受けた試験所、検査機関、認証範囲に含まれる研究所等が個別

案件として発行する報告書には、認証マーク及び認定シンボルを使用することはできません。但し、被認証組織の活動を報告する社会活動報告書、環境報告書等の中で、認証の引用に使用することはできます。

5.4 認証マークの表示

次の基準を順守してください。

- (1) 認証マークは、MSA のロゴと被認証組織の認証番号で構成されているため、認証番号は必ず記載してください。認証番号の位置、字体は本規定 5.2(1) 項の図によります。
- (2) 認証マークの色、図柄の比率は MSA が提供した清刷によります。色の値を指定する場合は、青色は DIC-221 (C100+M50%)、緑色は DIC-173 (C100+Y100%) とします。認証マークに追記する該当システムの認証番号は原則黒色とし、字体及び認証マークのロゴに対しての位置は 5.2(1) 項の図によります。
- (3) 認証マークの枠内は白地を原則としますが、マークが見にくくならなければ用紙の色を使用することもできます。
- (4) 白黒での印刷物に使用する場合は、清刷のモノクロの認証マークをご使用ください。
- (5) 白黒以外のモノトーンの印刷物に使用する場合は、認証マーク全体を清刷のモノクロの認証マークに準じ、当該印刷物で使用されている同色の色を使用することができます。
- (6) 認証マークを拡大又は縮小する場合は均等比率で行ってください。また、縮小するときは、MSA の認証番号が判読可能なサイズまでとしてください。

5.5 認定シンボルの表示

次の基準を順守してください。

- (1) 認定シンボルは単独で使用することはできません。認証マークとともに使用するものとし、配置等は本規定 5.3(3) 項及び付属の「付-1 認証マーク、認定シンボルの使い方並びに認証の引用事例」1-2 項によります。
- (2) 認定シンボルの色、図柄の比率は MSA が提供した清刷によります。色の値を指定する場合は次によります。

JAB 認定シンボル

青色（印刷物上は DIC-579 (CMYK: C90 M62 Y21 K0、RGB: R0 G98 B157)）を用いることを原則としますが、青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能です。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下に「JAB」の文字、認定プログラム略号及び認定番号の色は黒色とします。

ISMS-AC 認定シンボル

青色：プロセスカラーの場合：(C100%+M70%) 特殊印刷色の場合：(DIC220) 1 色
ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として下記とします。
WEB カラー-slider で指定の場合：(003399)
RGB カラーで指定の場合：(R=000,G=051,B=153)

- (3) 「5.4 認証マークの表示」(3)(4)(5)に準じてください。
- (4) 認定シンボルを拡大又は縮小する場合は均等比率で行ってください。拡大する時は認証マークよりも大きくならないようにし、縮小する時は MSA の認定番号が判読可能なサイズまでとしてください。

(5) 詳細は以下に示す各認定機関の規則、規定による。

- ・ QMS、EMS 及び AMS の認定シンボル：JAB「N410 認定シンボル使用規則」
- ・ ISMS、ISMS-CLD 及び ISMS-PIMS の認定シンボル：ISMS-AC「JIP-IMAC510 IMS 認定シンボル使用規定」

6 認証マーク及び認定シンボルの配置

認証マークと認定シンボルの配置は、本規定に添付の「付-1 認証マーク、認定シンボルの使い方並びに認証の引用事例」をご参照ください。

7 認証マーク及び認定シンボルを使わない認証の引用

認証マークや認定シンボルを使用せずに認証の引用を行う場合は、次の事項を含めてください。

— 被認証組織名：

組織の一部分で認証（例：本社のみで認証、〇〇部門で認証、除外部署やサイトがある等）している場合は、その旨を明示してください。

グループや関連企業のマネジメントシステムの一部として認証されている場合は、登録証の上部に記載されている被認証組織名を引用に含めてください。

— 認証範囲：

認証範囲外の事業がある場合は、登録証に記載された認証範囲を明示してください。

— マネジメントシステムの種類：

品質、環境等のマネジメントシステムの名称や適用される規格を明示してください。

— 認証機関名及び／又は認証番号：

「株式会社 マネジメントシステム評価センター」又は、「MSA-QS-0000」等も併せて明示することが望ましい。（推奨事項）

8 認証の引用、認証マーク、認定シンボルの管理

被認証組織は、認証マーク、認定シンボルに関して以下の管理を行わなければなりません。

8.1 認証マーク、認定シンボルの使用の管理

(1) 清刷は、MSA が提供した一体の状態で使用し、分解、組み替え等を行わないこと。

(2) 認証マーク及び認定シンボルを使用している媒体を管理し、被認証組織の認証範囲が変更になった際には、速やかに適切な処置をとること。

(3) MSA が提供した清刷は、紛失や外部への流出をしないよう保管すること。

(4) 印刷やウェブサイト製作等により、外部に認証マーク及び認定シンボルの清刷を提供した場合も紛失や外部への流出、使用後は復旧できない形での廃棄等の手段を講じてください。

8.2 不適切な使用の監視・是正

(1) 認証マーク及び認定シンボルの誤った使用又は誤解を招く使用（不正使用、誤用を含む）が発見された場合は、速やかにその使用を中止し、出回ったものを回収するとともに、修正及び是正処置（再発防止）を実施すること。

(2) 認証マーク及び認定シンボルの誤った使用又は誤解を招く使用に対し、MSA から指摘があった場合は、速やかにその使用を中止し、出回ったものを回収するとともに、修正及び是正処置（再発防止）を実施すること。

(3) 誤った使用には以下のような事項が含まれる。

- ① 登録証等の認証文書（印刷等により複製したものを含む）の記載事項（適用規格、プロセ

ス又はサービスの分類についての組織の活動、認定・認証された範囲、認証された組織、関連組織、有効期限など）に誤解を生じる、又製品自体が適合していると誤解を与える方法での使用。

- ② 登録証等の認証文書の 1 部を削除、又は字が読めないほどに縮小しての使用。

【注記】

ウェブサイトやパンフレット等で使用する登録証の画像が②に該当する場合も不適切な使用にあたります。

但し、次の例のように認証された内容を表示する手段をとっている場合は、この限りではありません。

- a) 画像の側に次の情報を掲載する。

- ・被認証組織名称（組織の一部が認証されている場合は、そのサイト名等も含む）
- ・マネジメントシステムの種類
- ・登録証を発行した認証機関名
- ・認証番号
- ・認証範囲

- b) 画像の側に MSA で提供している「Web 認証内容」のページに直接リンクをする。

※「Web 認証内容」は、最新の登録証と同じ内容です。このページと直接リンクを希望する場合は、MSAnet 内「開示文書」にある公開用の URL をご利用ください。

- ③ 認証されたマネジメントシステムが被認証組織のある特定の顧客を対象（公共工事のみ、親会社又はある特定の企業、被認証組織が企業の一部で、その企業の別組織のみへの活動を対象としたシステム）としている場合に、登録証、認証範囲、認証マーク及び認定シンボルを、その特定の顧客以外の一般の顧客に対しても対象となるように公表すること。

8.3 認証の引用及び認証マーク等の使用に対する苦情への対応

認証マーク、認定シンボルの使用に関するすべての苦情を記録し、MSA 及び当該の認定機関がその記録を利用できるようにする。

9 被認証組織の認証が一時停止、取消し又は認証範囲を縮小した場合の処置

(1) 認証一時停止

- ① 登録証は一時的に無効となりますので、使用しないようにしてください。
- ② ウェブサイト、パンフレット等含む全ての広告物の認証の引用を中止してください。
- ③ 認証マーク及び認定シンボルの使用を中止してください。
- ④ MSA が必要と判断した場合、上記以外の処置を通知しますので、指示に従ってください。

(2) 認証取消

認証取消の決定日以降は、速やかに次の処置を行ってください。

- ① 登録証は取り消し日からは無効です。登録証の掲示を含め、すべての認証の表明を取り止めてください。
- ② ウェブサイト、パンフレット等含む全ての広告物の認証の引用を中止してください。
- ③ 認証マーク及び認定シンボルの使用を中止してください。
- ④ 認証マーク及び認定シンボルの清刷を貴組織の責任において復旧できない形で廃棄してください。

(3) 認証範囲の縮小

- ① ウェブサイト、パンフレット等含む全ての広告物の認証の引用を適切に修正してください。
- ② 認証範囲外となった方の名刺にある認証マーク、認定シンボルは、速やかに削除してください。

10 違反に対する処置

被認証組織が本規定に違反した認証の引用、認証マーク等の使用をしているときは、是正処置を要

求します。誤解をあたえる認証の引用又は、認証マーク等の誤った使用に対する是正処置が適切に行われず、MSA の指示に従わない場合は、認証マーク並びに認定シンボルの使用禁止、認証の一時停止、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じて法的手段をとることがあります。

11 MSA の認定が一時停止、認定の取消又は認定範囲の縮小の場合の処置

(1) MSA の認定一時停止

一時停止期間中は、該当する初回、移転、変更、再認証の決定に伴う認定シンボル付きの認証文書の発行はできません。また、既に発行された認定シンボル付き認証文書の使用中止と認証マークのみの認証文書に差替えをお願いする場合があります。

(2) MSA の認定取消又は認定範囲の縮小

その対象となる認定範囲について、認定シンボル付き認証文書の使用中止と認証マークのみの認証文書への差替えをさせていただきます。

付-1 認証マーク、認定シンボルの使い方並びに認証の引用事例

－ 目 次 －

1. 認証マーク及び認定シンボルの種類と組み合わせ	2
1-1. 認証マークと認定シンボルの種類	2
1-2. 認証マークと認定シンボルの配置	2
1-3. 認証マーク、認定シンボルの他に文字を追記する	5
2. 認証範囲に限定がある場合の注意点	5
3. 認証マーク及び認定シンボルを使わない認証の引用事例	6
4. よくあるご質問	6
5. 不適切な事例	9
5-1. 認証範囲に限定がある場合のホームページ上の引用例	9
5-2. 認証範囲に限定がある場合の名刺の引用例	14
5-3. 判別できない登録証、認証マーク、認定シンボルの使用例	16

認証マーク及び認定シンボルは、認証対象の組織や認証範囲（事業）に対してのみ使用することができます。また、認証マーク及び認定シンボルを使用せず、文字（ISO 9001 認証取得 等）だけで認証表明をすることもできます。

認証の表明は、被認証組織が行使できる権利であり、MSA としても多くの組織様にご利用いただきたいと考えております。

ご利用にあたっては、本規定にもとづき、以下に示す認証マーク及び認定シンボルの配置や不適切な事例にあたらぬようご配慮ください。

1. 認証マーク及び認定シンボルの種類と組み合わせ

認証マークは、認証されたマネジメントシステムの認証番号を入れて単独で使用することができます。認定シンボルは、MSA が認定を受けている認定機関を表すものであるため、被認証組織が単独で使用することはできません。

認定シンボルを併用する場合は、各マネジメントシステムに適したものを認証マークと組み合わせしてお使いください。

1-1. 認証マークと認定シンボルの種類

認証マーク	マネジメントシステム評価センター（MSA）のマーク	
認定シンボル	QMS（JIS Q 9001）	日本適合性認定協会（JAB）
	EMS（JIS Q 14001）	日本適合性認定協会（JAB）
	ISMS（JIS Q 27001）	情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）
	OHSMS（JIS Q 45001）	認定シンボルなし
	AMS（JIS Q 55001）	日本適合性認定協会（JAB）
	ISMS-CLD（JIP-ISMS517）	情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）
	ISMS-PIMS（ISO/IEC 27701）	<u>情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）</u>

1-2. 認証マークと認定シンボルの配置

① 認証マークの単独使用例

ロゴ部に認証番号を入れた状態が「認証マーク」です。



MSA-QS-0000
MSA-ES-0000
MSA-SS-0000
MSA-IS-0000
MSA-AS-0000
MSA-IS-0000-CL
MSA-IS-0000-PM

各マネジメントシステムの認証番号の書体はゴシック体もしくは、それと同様のタイプを推奨します。
認証マーク単独使用の場合は、認証されているマネジメントシステムの認証番号を全てロゴ部の下に配置します。

② 認定シンボルを併用する使用例

認証マークを認定シンボルの左又は上に配置し、認証マークのサイズが大きくなるようにすることが望ましい使い方です。次に示す例を参考に配置してください。

※OHSMS は、認定シンボルはありませんので、前述の認証マークの単独使用例にならってください。

※事例内の点線（-----）は、配置の目安を説明するための補助線です。

実際にお使いの際は不要です。

■QMS 及び EMS の場合

《ひとつのマネジメントシステムの場合》

認証マークと認定シンボルの上下を合わせるようにすると双方を適したサイズにしやすいです。



《QMS・EMS の場合》

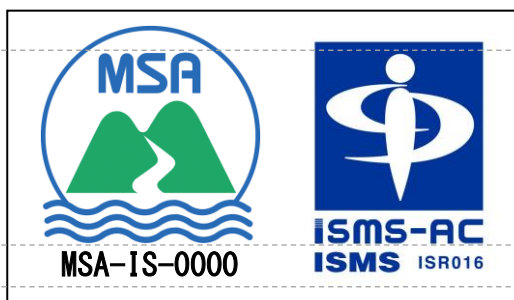
認証マークに QMS と EMS の認証番号を入れる場合は、上下の高さを合わせると認定シンボルが大きくなりすぎます。

右図のような配置（高さ）が望ましいバランスです



■ISMS の場合

ISMS の認定シンボルは、認証マークと上下の高さを合わせると認定シンボルの方が大きくなりすぎます。右図のような配置（高さ）が望ましいバランスです



ISMS では、認証マークと認定シンボルが同一のマネジメントシステムにもとづくものであることを示すため、両者を枠で囲むことを推奨しています。

■複数システム（異なる認定シンボル／認定シンボルなし）の組み合わせ例

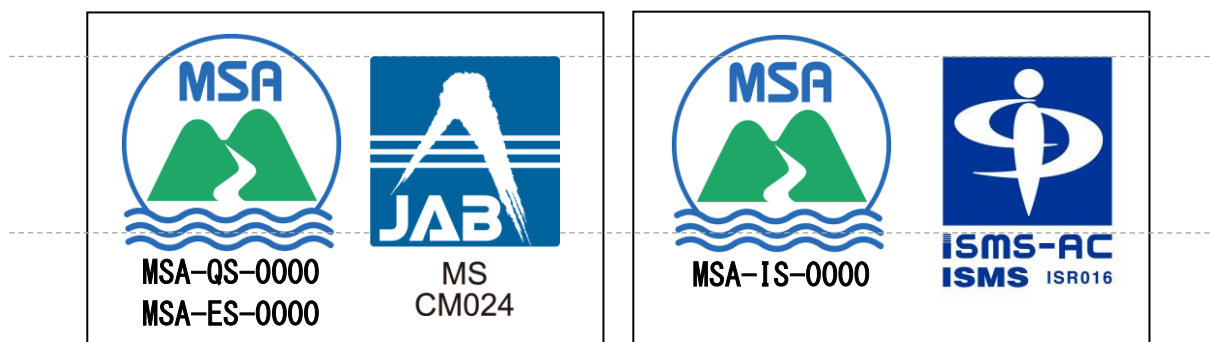
《QMS・EMS と OHSMS の場合》

OHSMS は、MSA が認定を受けていないので認定シンボルはありません。
一緒に表示する他の認定シンボルが、どちらの認証マークとの組み合わせなのかを明確にする必要があります。次の事例のように OHSMS の認証マークを少し離れた位置にするか、枠で囲むことが適切な表示の方法です。



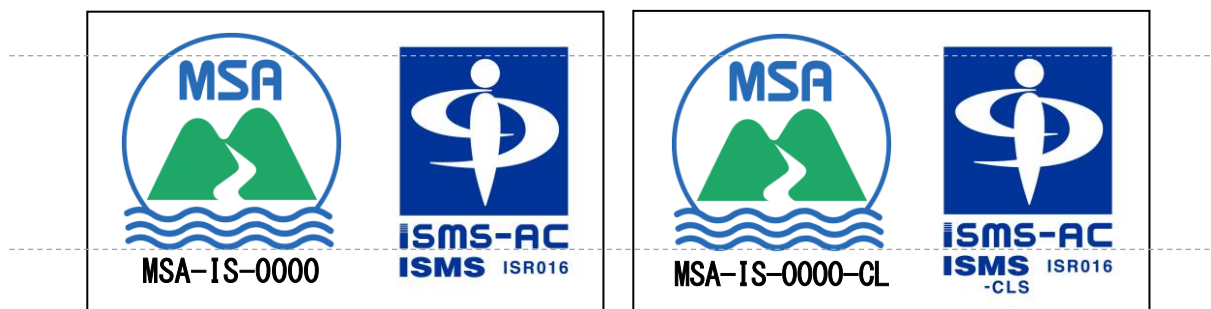
《QMS・EMS と ISMS の場合》

ISMS のマーク・シンボルの併用は、枠で囲むので、同様に QMS・EMS も枠で囲むとわかりやすくなります。



《ISMS と ISMS-CLD の場合》

ISMS のマーク・シンボルの併用は、枠で囲むことを推奨しています。



1-3. 認証マーク、認定シンボルの他に文字を追記する

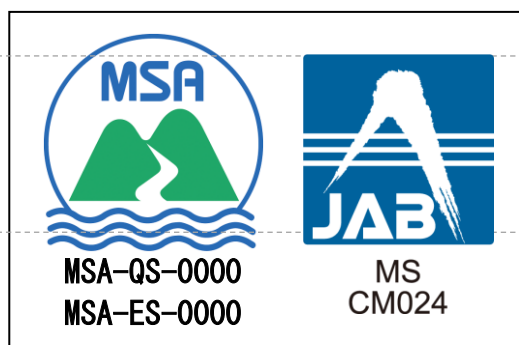
他の文字を追記する場合は、その文字をマーク・シンボルから少し離して配置し、マーク・シンボルが追記する文字を含んだ形にならないようご配慮ください。

《ひとつのマネジメントシステムの場合》

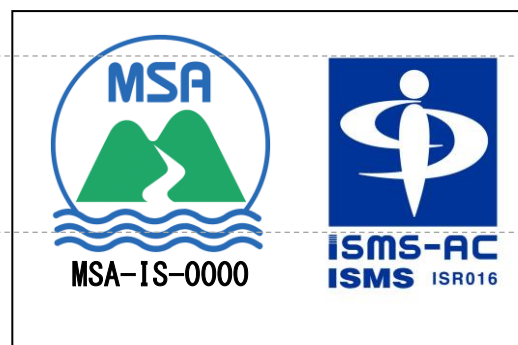


ISO 9001 認証取得

《複数のマネジメントシステムの場合》



ISO 9001、ISO 14001



ISO/IEC 27001

2. 認証範囲に限定がある場合の注意点

本規定 4(7)項のとおり、組織の一部や事業の一部を除外した認証の場合は、全てが認証されていないことを明確にしてください。

《一部の事業と本社以外のサイトを除外した認証の場合》



認証組織：本社
認証範囲：土木構造物の施工

3. 認証マーク及び認定シンボルを使わない認証の引用事例

認証マーク等を使用しない認証の引用／表明の場合も、具体的な認証の内容を記載してください。

「ISO 9001 認証取得」等だけでなく、本規定 7 項にもとづき、認証されたマネジメントシステムの種類を含めた表現にしてください。また、認証範囲や認証された組織の対象範囲に限定がある場合は、その説明も付記してください。（付-1 2 項と同様）

以下は推奨される事例です。

《組織と事業の全てが認証された場合》

株式会社 ○○○○○○
ISO 9001 認証取得
MSA-QS-0000

《一部の事業と本社以外のサイトを除外した認証の場合》

株式会社 ○○○○○○
ISO 9001 認証取得
MSA-QS-0000
認証範囲：土木構造物の施工
認証組織：本社

4. よくあるご質問

《ホームページ・パンフレット・看板等の使用について》

【質問①】 ホームページ、パンフレット等に認証マークを使用しても良いですか？

【質問①】 看板、営業車等に認証マークを使用しても良いですか？

【回答①】 使用出来ます。

但し、除外部署がある場合や限定した範囲での認証取得の場合は、その旨の明示が必要です。

【質問②】 製品に使用しても良いですか？

【回答②】 直接顧客に渡る製品のパッケージに認証マーク、認定シンボルを使用することは出来ません。

但し、「マネジメントシステム認証を受けた組織によって製造された製品」であることを明示することは可能です。

その場合は、次の事項の引用を必ず含むようにしてください。

- ・被認証組織名
- ・マネジメントシステムの種類（例えば、品質、環境等）及び適用規格
- ・認証を受けた認証機関名

【質問③】見積書・提案書に使用しても良いですか？

【回答③】見積書・提案書に記載されている製品・サービスが認証されているとの誤解を招く恐れがあるため、認証マーク、認定シンボルを使用することはできません。但し、認証マーク、認定シンボルを使用しない認証の表明はできます。（付-1 3 項をご参照ください）

《対象外組織、一部の業務に限った認証の場合》

【質問④】対象外の部署・サイトに所属している者の名刺には、認証マーク及び認定シンボルは使用できないので、代わりに「ISO 取得」等の文字で認証を表明することはできますか？

【回答④】認証マーク及び認定シンボルを使用せず認証の表明を行う場合も、誤解がないように記載することが必要です。

マネジメントシステムの種類、認証範囲、対象となる組織の範囲等を添え書きしてください。（付-1 3 項をご参照ください）

【質問⑤】部門や事業部等で限定して認証取得、代表取締役社長が経営者でない場合（事業本部長等がマネジメントシステムの“経営者”の場合）は、代表取締役社長の名刺に認証マーク等は使えないのですか？

【回答⑤】認証マーク、認定シンボルは、対象となる範囲に所属する方に限られます。代表取締役社長が認証範囲外となるマネジメントシステムの場合は、その方への名刺に認証マーク、認定シンボルは使用できません。

文字のみで認証の表明を行うことは可能です。（付-1 3 項をご参照ください）

【質問⑥】組織の活動、製品、サービスの一部を認証範囲から除外している場合は、どのようにしたら良いですか？

【回答⑥】名刺、パンフレット、封筒、看板等に認証の表明を行う場合は、対象外の活動、

製品、サービスをそのまま併記する事は出来ません。
併記する場合は、認証されている範囲が明確になるよう記載してください。
例：認証範囲（土木構造物の施工）等を併せて記載。
（付-1 2 項及び 3 項をご参照ください）

※情報セキュリティマネジメントシステム認証で、認定シンボル（ISMS-AC）を印刷した封筒を使用する場合は、認証された範囲に該当する文書、広告、パンフレット等に限られます。

【質問⑦】除外組織がありますが、ホームページのトップ画面に認証マークと認定シンボルの画像をつけて良いですか？

【回答⑦】付-1 2 項をご参照ください。

又は、認証マーク、認定シンボルの画像のそばに「認証内容詳細」等のリンクを貼って、正確な認証範囲を明示したページをご用意いただければ使用できます。MSA ではリンクでご使用いただける「Web 認証内容」のページをご用意しております。直接リンクをご希望の場合は、MSAnet 内「開示文書」にある公開用 URL をご利用ください。MSA の「Web 認証内容」のページへのリンクは、認証内容に変更が生じた場合でも最新版管理がしやすくなります。

《その他》

【質問⑧】認証マークの記載をせず、「ISO 認証取得」等と表記しても良いですか？

【回答⑧】表記する事は可能です。

マネジメントシステムの種類（9001、14001 等）や、認証番号（MSA-QS-0000）等を併せて記載してください。

また、組織や製品・サービスに除外がある場合その内容を明記する必要があります。（付-1 3 項をご参照ください）

認証マーク等の使用ではありませんので、書体、色の制限はありません。

【質問⑨】認証マーク、認定シンボルの使用にあたって、許可は必要ですか？

【回答⑨】許可は不要です。

本規定 8 項にもとづき、認証マーク及び認定シンボルを使用している媒体を管理し、被認証組織の認証範囲が変更になった際には、速やかに適切な処置をと

ってください。

【質問⑩】印刷業者やウェブサイト開発業者に認証マークや認定シンボルの使い方を直接説明して欲しい

【回答⑩】MSA は、印刷業者・ウェブサイト開発業者に対して直接認証マークや認定シンボルの画像配布をしていませんので、使い方説明は貴社からご説明ください。

【質問⑪】認証マーク及び認定シンボルのレイアウトが規定にあっているか心配です

【回答⑪】MSAnet 内「お問い合わせ」（カテゴリー：登録証・認証マーク等の使用について）よりレイアウトを添付してお問い合わせいただければ、確認後にご返答いたします。

【質問⑫】認証マーク及び認定シンボルを名刺で使用していましたが、審査で誤った使い方を指摘されました。すぐに全て差し替えが必要ですか？

【回答⑫】誤って使用している事に気がついた時点で、速やかに正しい使用に修正をお願いしております。

名刺、封筒、パンフレット等の印刷物の在庫がある場合は、シールを貼る等の対応をお願いします。

ホームページは、直ちに修正をお願いします。

5. 不適切な事例

5-1. 認証範囲に限定がある場合のホームページ上の引用例

《認証された組織》

組織名称：ABCコンサルタント株式会社

不動産部及び南部支店は対象外

認証範囲：河川・砂防及び海岸、道路、公園、農業土木に関するコンサルティング並びに測量

（不動産事業も行っているが認証範囲には含まれていない）

■対応前

この例では、自社のホームページで JIS Q 9001 (ISO 9001) の認証を受けていることを引用しています。また、認証マーク及び認定シンボルを使用しています。しかし、これらの利用方法に適切でない点があります。

- ① 認証の対象外組織である「不動産部」や「南部支店」を含めて全社で認証を受けているような印象を与える表現になっています。
- ② 認証範囲（事業）について「不動産業」が対象外であることが明確でないため、認証を受けているような印象を与える表現になっています。
- ③ 認証マークを表示する場合は、マークとともに認証番号を併記する必要がありますが、この例はその条件を満たしていません。

ABCコンサルタント株式会社 会社概要 - Windows Internet Explorer

ABCコンサルタント株式会社 会社概要

ABCコンサルタント株式会社 会社概要

会社概要		会社沿革	
社名	ABCコンサルタント株式会社	1976年4月	千葉市〇〇町に、土木設計部門を主としたコンサルタントとして設立
代表者	代表取締役 認証 太郎	1985年	測量部設置
本社	〒123-0321 東京都港区芝浦3丁目3番地	1990年9月	東京都港区芝浦3丁目3番地に移転
電話番号	(代表) 03-1234-5520 (道路部) 03-1234-5521 (構造部) 03-1234-5522 (河川部) 03-1234-5523 (測量部) 03-1234-5524 (技術部) 03-1234-5525 (不動産部) 03-1234-5526	1993年	建設コンサルタンツ協会入会
FAX番号	(代表) 03-1234-5530 (道路部) 03-1234-5531 (構造部) 03-1234-5532 (河川部) 03-1234-5533 (測量部) 03-1234-5534 (技術部) 03-1234-5535 (不動産部) 03-1234-5535	1997年1月	ISO9001 認証取得
支店	中央支店 〒333-0101 横浜市中央区みなとみらい 11-2-3 MSビル TEL 045-345-6788 FAX 045-345-6789 南部支店 〒666-8254 南部市南部町189の67番地 TEL 056-865-2278	2003年10月	補償コンサルタント登録
創立	1976年4月(昭和51年)	2004年6月	地域環境部設置
総資本	800,000千円	2004年11月	中央・北部支店設置
登録	建設コンサルタント/建51 第1234号 測量業/第(2)-19876号 宅地建物取引免許 第1234号 ISO 9001 認証 MSA-QS-9999	2009年12月	河川部設置
社員数	60名(男45名 女15名)		
取引銀行	みずほ銀行本店 〇〇銀行中央支店 〇〇銀行南部支店		
加入団体	(社)建設コンサルタンツ協会 (社)東京都測量設計業協会		

会社役員

代表取締役社長 認証 太郎
取締役副社長 認証 次郎
専務取締役 認証 三郎(中央支店長)
取締役技術部長 認証 正

事業内容

- ・河川・砂防に関するコンサルティング
- ・海岸、道路、農業土木に関するコンサルティング
- ・測量
- ・不動産業

① 認証対象外の組織（部署）

① 認証対象外の組織（支店）

② 認証範囲外の事業

③ 認証マークに認証番号なし

認証の引用

MSA

JAB MS CM024

■対応例①

対応策として、認証マーク及び認定シンボルの表示箇所にて認証対象の組織及び事業（認証範囲）を追記しました。会社概要の中で認証を引用している箇所は、「認証の詳細は、認証マーク及び認定シンボルに併記」との記載を追加しました。

また、認証マークには認証番号を併記しました。

ABCコンサルタント株式会社 会社概要 - Windows Internet Explorer

ABCコンサルタント株式会社 会社概要

ABCコンサルタント株式会社 会社概要

会 社 概 要		会 社 沿 革	
社名	ABCコンサルタント株式会社	1976年4月	千葉市〇〇町に、土木設計部門を主としたコンサルタントとして設立
代表者	代表取締役 認証 太郎	1985年	測量部設置
本社	〒123-0321 東京都港区芝浦8丁目3番地	1990年9月	東京都港区芝浦8丁目3番地に移転
電話番号	(代表) 03-1234-5520 (道路部) 03-1234-5521 (構造部) 03-1234-5522 (河川部) 03-1234-5523 (測量部) 03-1234-5524 (技術部) 03-1234-5525 (不動産部) 03-1234-5526	1993年	建設コンサルタンツ協会入会
FAX番号	(代表) 03-1234-5530 (道路部) 03-1234-5531 (構造部) 03-1234-5532 (河川部) 03-1234-5533 (測量部) 03-1234-5534 (技術部) 03-1234-5535 (不動産部) 03-1234-5525	1997年1月	ISO9001認証取得
支店	中央支店 〒333-0101 横浜市中央区みなとみらい1-2-3 MSビル TEL 045-345-6788 FAX 045-345-6789	2003年10月	補償コンサルタント登録
	南部支店 〒666-8254 南部市南部町189の67番地 TEL 056-865-2278	2004年6月	地域環境部設置
創立	1976年4月(昭和51年)	2004年11月	中央・北部支店設置
総資本	800,000千円	2009年12月	河川部設置
登録	建設コンサルタント/建51第1234号 測量業/第〇〇-19876号 宅地建物取引免許 第1234号 ISO 9001 認証 MSA-QS-9999 (認証範囲の詳細は、 認証マーク、認定シンボルに併記)		
社員数	60名(男45名 女15名)		
取引銀行	みずみ銀行本店 〇〇銀行中央支店 〇〇銀行南部支店		
加入団体	(社)建設コンサルタンツ協会		

会 社 役 員

代表取締役社長 認証 太郎
取締役副社長 認証 次郎
専務取締役 認証 三郎(中央支店長)
取締役技術部長 認証 正

事 業 内 容

- ・河川・砂防に関するコンサルティング
- ・海岸、道路、農業土木に関するコンサルティング
- ・測量
- ・不動産業

MSA-QS-9999

MS CM024

認証組織: 本社(道路部、構造部、河川部、測量部、技術部)、中央支店
認証範囲: 河川・砂防及び海岸、道路、公園、農業土木に関するコンサルティング並びに測量

③ 認証番号を追記

①② 認証対象の組織と
認証範囲(事業)を明確化

■対応例②

認証範囲の詳細を記載する代わりに、MSA が用意している「認証内容」のページを引用しても構いません。この対応例では、認証マーク及び認定シンボルの下に認証範囲が MSA の「認証内容」で参照できることを表記しました。MSA の「認証内容」にリンクをご希望の場合は、MSAnet 内「開示文書」にある公開用 URL をご利用ください。

〒666-8254
南部市南部町189の67番地
TEL 056-865-2278

創立 1976年4月(昭和51年)
総資本 800,000千円
登録 建設コンサルタント/建51第1234号
測量業/第〇2-19876号
宅地建物取引免許 第1234号
ISO 9001 認証 MSA-QS-9999

社員数 60名(男45名 女15名)
取引銀行 みずま銀行本店

事業内容

- ・河川・砂防に関するコンサルティング
- ・海岸、道路、農業土木に関するコンサルティング
- ・測量
- ・不動産業

※認証内容の詳細はこちら

MSA の「Web 認証内容」のページへリンク
MSAnet 内「開示文書」にある公開用 URL を
ご利用ください。



認証内容

(the Certification Content)

株式会社 マネジメントシステム評価センターで認証されている内容は以下のとおりです。

分類	品質
組織名	ABCコンサルタント株式会社
所在地	東京都港区浜松町二丁目2番地
認証番号	MSA-QS-0000
適用規格	JIS Q 9001:2015(ISO 9001:2015)
認証範囲	河川・砂防及び海岸、道路、公園、農業土木に関するコンサルティング並びに測量
MSA認証日	2014年3月27日
再認証日	2024年1月29日
有効期限	2027年2月15日

認証範囲に含まれるサイト・部署の詳細情報

<被認証組織認証範囲と同じ>

本社
東京都港区浜松町二丁目2番地
中央支店
神奈川県横浜市中央区みなとみらい1-2-3

株式会社マネジメントシステム評価センター (MSA)
〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目2番12号 JEI浜松町ビル8階
Mail: tour@msac.co.jp

■対応例③

認証マークや認定シンボルを使用せずに、文字表記だけで認証を引用（表明）する場合も、前の2つの対応例と同様に認証範囲の内容を表記するか、MSAnet内「開示文書」にある公開用URLを用いて「認証内容」のページにリンクしてください。

〒666-8254
南部市南部町189の67番地
TEL 056-865-2278

創立 1976年4月(昭和51年)
総資本 800,000千円
登録 建設コンサルタント/建51第1234号
測量業/第②-19876号
宅地建物取引免許 第1234号

ISO 9001 認証 MSA-QS-9999

対象組織: 本社
対象事業: 河川・砂防及び海岸、道路、公園、
農業土木に関するコンサルティング
並びに測量

社員数 60名 (男45名 女15名)
取引銀行 みずみ銀行本店
〇〇銀行中央支店
□□銀行南部支店
加入団体 (社)建設コンサルタンツ協会
(社)東京都測量設計業協会
(社)日本技術士会
(社)土木学会
(社)コンクリート工学協会

事業内容

- ・河川・砂防に関するコンサルティング
- ・海岸、道路、農業土木に関するコンサルティング
- ・測量
- ・不動産業

①②認証対象の組織と認証範囲（事業）を明確化

ページが表示されました インターネット

〒666-8254
南部市南部町189の67番地
TEL 056-865-2278

創立 1976年4月(昭和51年)
総資本 800,000千円
登録 建設コンサルタント/建51第1234号
測量業/第②-19876号
宅地建物取引免許 第1234号

ISO 9001 認証 MSA-QS-9999

※認証内容の詳細はこちら

社員数 60名 (男45名 女15名)
取引銀行 みずみ銀行本店
〇〇銀行中央支店
□□銀行南部支店
加入団体 (社)建設コンサルタンツ協会
(社)東京都測量設計業協会
(社)日本技術士会
(社)土木学会
(社)コンクリート工学協会

事業内容

- ・河川・砂防に関するコンサルティング
- ・海岸、道路、農業土木に関するコンサルティング
- ・測量
- ・不動産業

MSAの「Web 認証内容」のページへリンク
MSAnet内「開示文書」にある公開用URL
をご利用ください。

ページが表示されました インターネット

5-2. 認証範囲に限定がある場合の名刺の引用例

《認証された組織》

認証組織：ABCコンサルタント株式会社

不動産部及び南部支店は対象外

認証範囲：河川・砂防及び海岸、道路、公園、農業土木に関するコンサルティング
並びに測量

（不動産事業も行っているが認証範囲には含まれていない）

■対応前

下に示す名刺の例では、JIS Q 9001 (ISO 9001) の認証を受けていることを引用（表明）し、認証マーク及び認定シンボルを使用していますが、引用の方法に適切でない点があります。

- ① 認証の対象外組織である「不動産部」や「南部支店」を含めて全社で認証を受けているような印象を与える表現になっています。
- ② 認証範囲（事業）について「不動産業」が対象外であることが明確でないため、認証を受けているような印象を与える表現になっています。

取 締 役 認 証 正
技 術 部 長
Tadashi NINSHO

・建設コンサルティング
（河川・砂防、海岸、道路、農業土木）
・測量
・不動産業

ISO 9001 認証取得

MSA QS 9999 JAB MS CM024

ABCコンサルタント株式会社

本 社 〒123-0321 東京都港区芝浦 8 丁目 3 番地
中央支店 〒333-0101 横浜市中区みなとみらい 1-2-3
南部支店 〒666-8254 南部市南部町 189 の 67 番地

② 認証範囲外の事業

① 認証対象外の支店

■対応例

認証の引用（“ISO 9001 認証取得”）、認証マーク及び認定シンボルに、認証の対象組織及び認証範囲（事業）を記載して誤解を受けない表現にしました。

取締役 認証 正
技術部長
Tadashi NINSHO

・建設コンサルティング
（河川・砂防、海岸、道路、農業土木）

・測量

・不動産業

A B C コンサルタント株式会社

本 社 〒123-0321 東京都港区芝浦 8 丁目 3 番地
中央支店 〒333-0101 横浜市中央区みなとみらい 1-2-3
南部支店 〒666-8254 南部市南部町 189 の 67 番地

ISO 9001 認証取得
本社（道路部、構造部、河川部、測量部、技術部）、中央支店



MSA-05-9999 MS-05-9999
認証範囲：河川・砂防及び海岸、道路、公園、農業土木に関するコンサルティング並びに測量

① 認証の対象組織を明確化

② 認証範囲（事業）を明確化

認証の対象又は認証範囲が名刺の表面に記載しきれない場合は、裏面に記載してください。

取締役 認証 正
技術部長
Tadashi NINSHO

・建設コンサルティング
（河川・砂防、海岸、道路、農業土木）

・測量

・不動産業

A B C コンサルタント株式会社

本 社 〒123-0321 東京都港区芝浦 8 丁目 3 番地
中央支店 〒333-0101 横浜市中央区みなとみらい 1-2-3
南部支店 〒666-8254 南部市南部町 189 の 67 番地

MSA-05-9999 MS-05-9999
ISO 9001 認証取得
認証範囲詳細は裏面参照



② 認証範囲を裏面に詳細表示

名刺裏面

除外部署や部門限定で認証されている場合は、登録証に記載されている部門名や「認証範囲に含まれる組織」を記載してください。

ISO 9001 認証取得

対象範囲：
本社（道路部、構造部、河川部、測量部、技術部）、中央支店

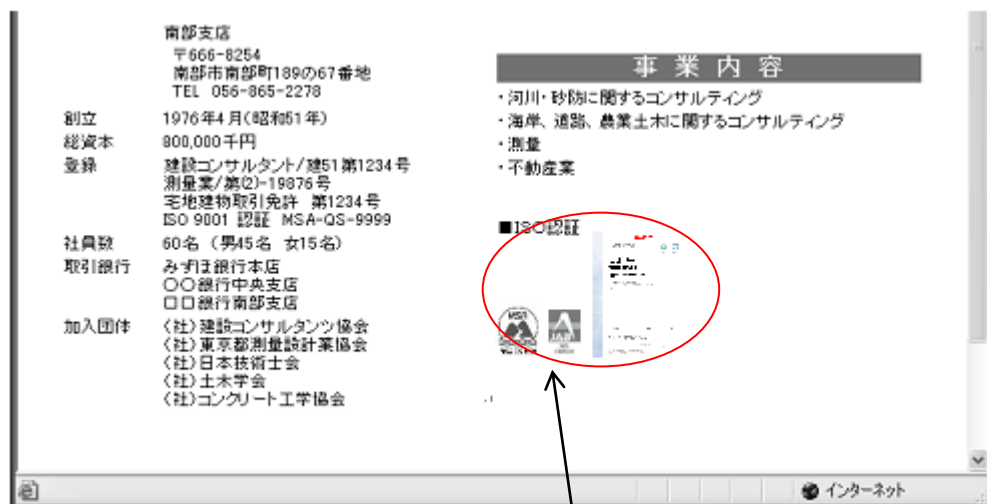
認証範囲：
河川・砂防及び海岸、道路、公園、農業土木に関するコンサルティング並びに測量

5-3. 判別できない登録証、認証マーク、認定シンボルの使用例

■対応前

下に示す例では、自社のホームページで JIS Q 9001 (ISO 9001) の認証を受けていることを引用し、認証マーク、認定シンボル及び登録証の画像を使用しています。

しかし、これらはサイズが小さく、認証マーク下の認証番号、認定シンボル下の MSA の認定番号、登録証の内容が判読できない状態になっています。



■対応例①

対応策として、認証マーク及び認定シンボルは認証組織の認証番号、MSA の認定番号が判読できる程度の大きさに拡大しました。登録証の画像を大きくできない場合にとる手段としては、MSAnet 内「開示文書」にある公開用 URL を用いて「Web 認証内容」のページにリンクすることで適切な認証の表明とすることができます。

